

---

# 三重県NPO法施行条例 改正案説明会

---

平成23年12月

 三重県生活・文化部  
男女共同参画・NPO室

# 本日の説明会の内容

---

- NPO法・条例・規則の改正概要
  - 法改正の内容に沿って条例・規則の改正のポイントを説明
- 改正による法人運営への影響と留意点
  - 定款変更が必要なケース、今後の手続きの変更点の説明
- 質疑応答

---

# NPO法・条例・規則の改正概要

---

1. NPO法の改正の背景
2. NPO法の改正の概要
3. 総則部分の改正
4. 認証制度の改正
5. 認定制度・仮認定制度の導入
6. その他

# 1. NPO法の改正の背景

---

- NPO法人の認知度、存在意義の高まり
- 「新しい公共」の担い手としてのNPO法人への寄付や参画を促す必要性
- NPO法人の活動基盤の脆弱性
- 認定NPO法人制度の未普及



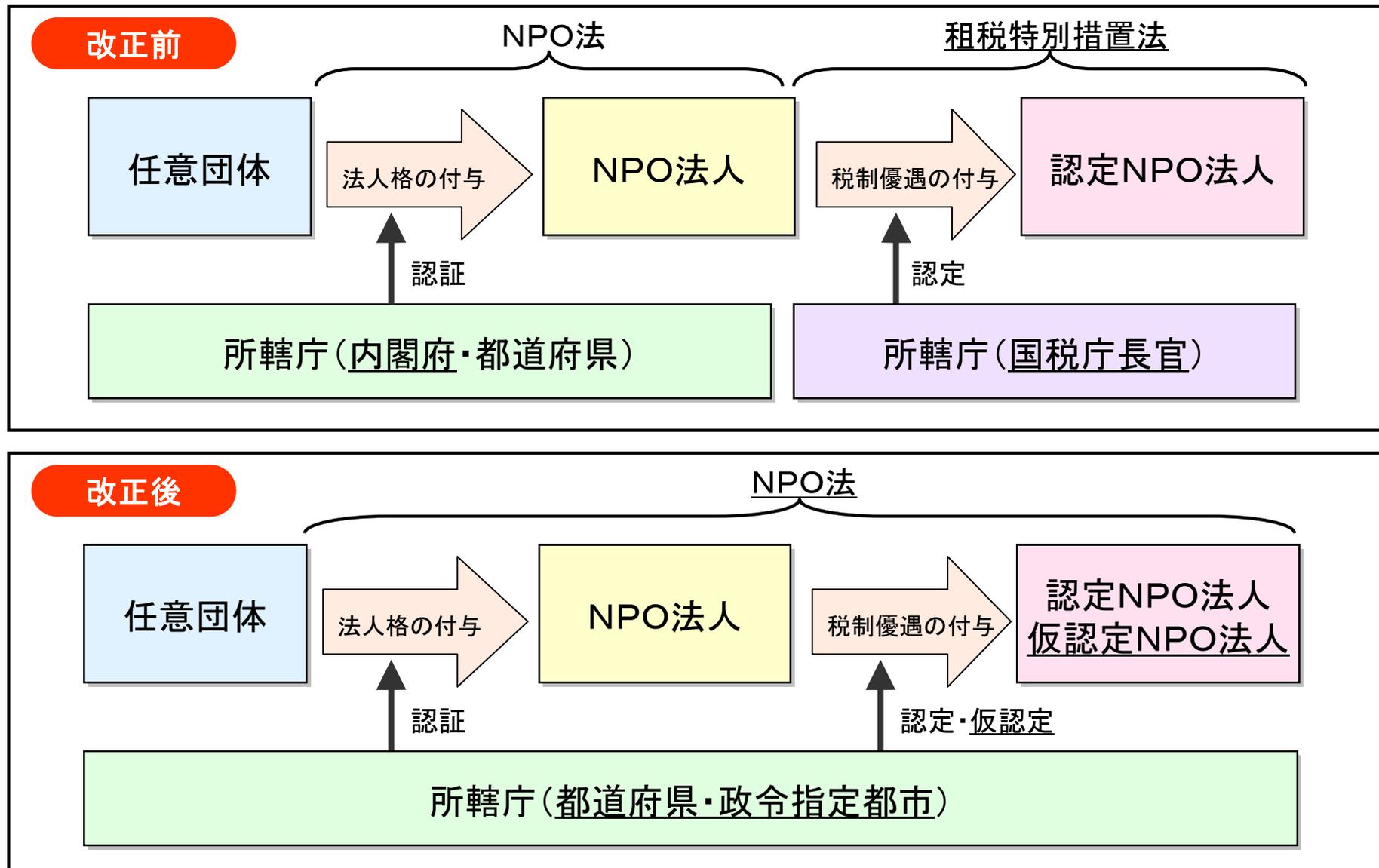
NPO法人の健全な発展のための環境整備  
＝法改正（認証制度の見直し・認定制度の創設）

## 2. NPO法の改正の概要

---

- 総則（共通の決まり）の改正  
目的規定、活動分野の追加
- 認証制度（法人格の付与）の改正  
制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し
- 認定制度・仮認定制度（税制優遇の付与）の導入  
認定制度がNPO法で新設、併せて仮認定制度も創設
- その他  
情報の提供、施行期日など

## 2. NPO法の改正の概要



# 3. 総則部分の改正

## (1) 目的の改正

法の目的として、認定・仮認定制度の導入に伴って、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」という記述が加わる

### 条例改正点①

### 趣旨規定の改正

改正NPO法に認定制度・仮認定制度が導入されたことに伴い、次のとおり改正します。

この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。

# 3. 総則部分の改正

## (2) 活動分野の追加

特定非営利活動の分野としてこれまでの17分野に加え3分野が追加され20分野に

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動←(追加)
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動←(追加)
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動←(追加)

# 3. 総則部分の改正

## ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

→ 県条例で独自に活動分野を定めることが可能に(ただし、他の19の分野に準じた活動に限られる)

### 条例改正点② 活動分野の追加

三重県では次の理由から新たな活動項目を条例で追加しない方針です。

- 他に定められている19の活動分野で非営利活動の分野をカバーできること
- 新たに追加できる分野は19の活動分野に準じる内容とされているため19の分野で読み込める活動しか追加できないこと
- 新たな分野を定款に定めた法人は同じ分野を定めていない所轄庁への移転が認められないこと

## 4. 認証制度の改正

(1) 所轄庁の変更

(2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

(3) NPO法人の信頼性の向上



# 4. 認証制度の改正

## (1) 所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人については、これまで内閣府が所轄庁となっていましたが、主たる事務所の所在する都道府県に(一つの政令指定都市のみに所在するNPO法人については、当該政令指定都市に)移管されます。

改正前

	所轄庁
2以上の都道府県に事務所を設置する場合	内閣府
1つの都道府県に事務所を設置する場合	事務所の所在する都道府県

改正後

	所轄庁
下記の場合以外	主たる事務所の所在する都道府県
一つの政令指定都市のみに事務所を設置する場合	事務所の所在する政令指定都市

### 改正後の所轄庁の具体例

- 【例1】主たる事務所が「津市」、従たる事務所が「名古屋市」に所在する場合 ⇒ 所轄庁は「三重県」
- 【例2】主たる事務所が「四日市市」、従たる事務所も「四日市市」に所在する場合 ⇒ 所轄庁は「三重県」
- 【例3】主たる事務所が「名古屋市」、従たる事務所も「名古屋市」に所在する場合 ⇒ 所轄庁は「名古屋市」
- 【例4】主たる事務所が「名古屋市」、従たる事務所が「春日井市」に所在する場合 ⇒ 所轄庁は「愛知県」

## 4. 認証制度の改正

### (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

- ① 縦覧期間中に軽微な不備に係る事項があった場合の補正
- ② 認証審査期間を、条例により短縮可能に
- ③ 社員総会のみなし決議の導入
- ④ 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定の削除
- ⑤ 定款変更の際に、所轄庁へ届出のみで足りる事項の拡大
- ⑥ 定款変更手続の際の定款変更登記完了に係る報告手続の創設
- ⑦ 解散時における解散公告の簡素化

# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ① 縦覧期間中に軽微な不備に係る事項があった場合の補正

縦覧期間中に軽微な不備に係る事項があった場合は、申請書の受理から1か月間は補正が可能になります。

#### 条例改正点③

#### 設立認証申請書類の縦覧時における 軽微な事項の補正

- 軽微な不備とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします。
- 補正を行う場合は、規則で定める補正書を知事に提出するものとします。
- この規定は、定款変更の認証申請及び合併の認証申請においても準用します。

# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ② 認証審査期間を、条例により短縮可能に

認証審査期間は、縦覧期間が終了した日から2か月以内で都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めた場合は、その期間に短縮されます。

#### 条例改正点④

#### 認証審査期間

三重県では、次の理由から認証期間は縦覧期間終了後2か月とし、これより短い期間を条例で定めない方針です。

- 現時点でも縦覧期間終了後1か月以内に認証を行っていますが、認証申請が集中した場合など特殊事情によっては1か月以上かかる可能性があること
- 認証期間については申請者の事情等を考慮した柔軟な対応を行っているため

なお、実際の運用においては、縦覧期間終了後迅速に認証を行うよう対応していきます。

# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ③ 社員総会のみなし決議の導入 関連⇒P69

社員総会の決議について、書面や電磁的記録による社員全員の同意の意思表示に替えることが可能になります。

これにより、社員総会を実際に開催しなくても、議決事項について郵送や電子メール等で社員全員から同意を得られれば、総会開催と同じ効果が得られます。

#### 条例改正点⑤ 社員総会の議事録

- 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないものとします。
- 社員総会のみなし決議があった場合の社員総会の議事録は、次の事項を内容とするものとします。

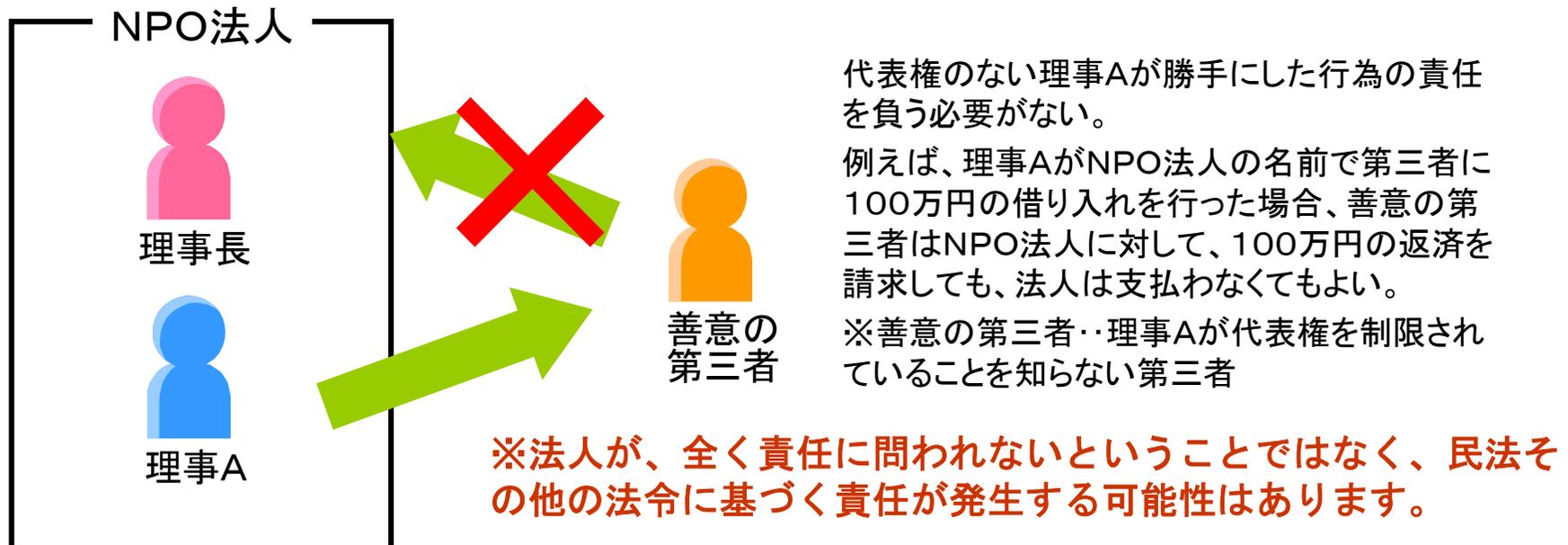
- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ④ 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定の削除 関連⇒P54

この規定の削除により、定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります。また、あわせて、定款により理事の代表権を制限した場合は、その旨を登記できるようになります。



# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ⑤ 定款変更の際に、所轄庁へ届出のみで足りる事項の拡大

関連  
⇒P63,73

定款の変更の際に、所轄庁へ届出のみで足りる(認証を要さない)事項として、「役員の定数」、「会計に関する事項」、「事業年度」、「解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)」が追加されました。

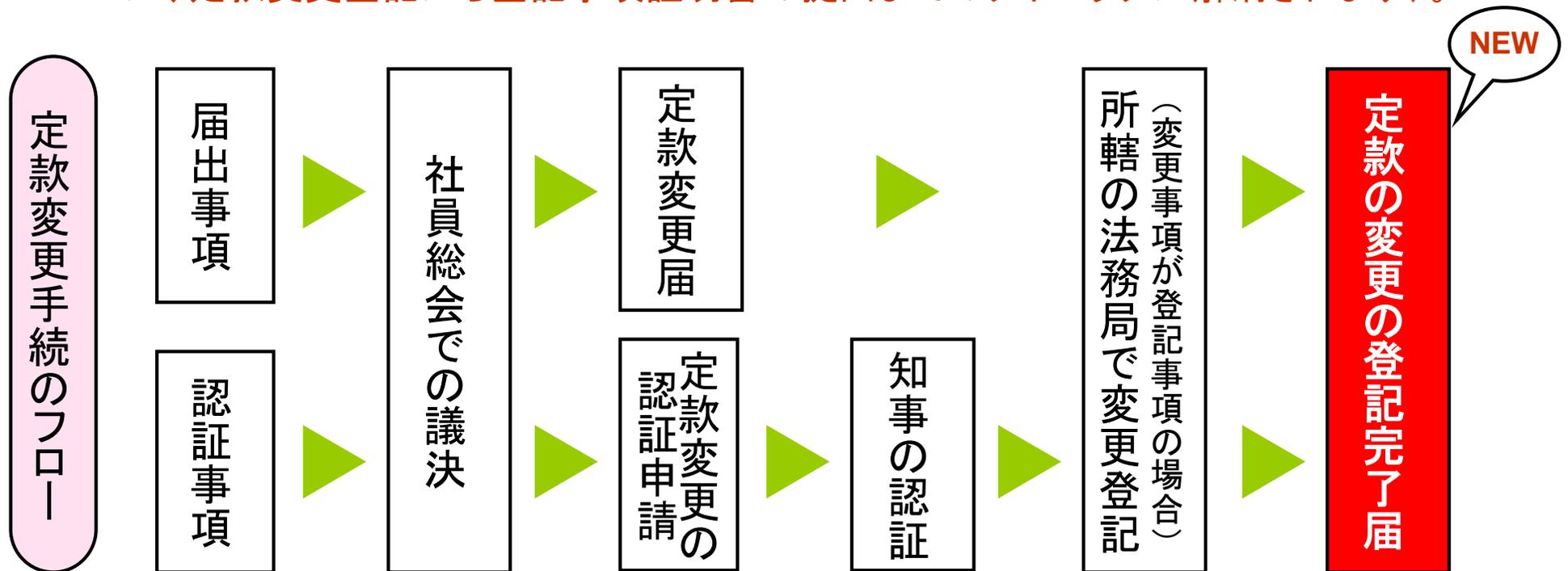
認証が必要な定款変更事項	届出のみでよい定款変更事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目的</li> <li>● 名称</li> <li>● その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</li> <li>● 社員の資格の得喪に関する事項</li> <li>● 役員に関する事項 <u>(役員の定数に係るものを除く)</u></li> <li>● 会議に関する事項</li> <li>● その他の事業を行う場合にあっては、その種類その他当該その他の事業に関する事項</li> <li>● 解散に関する事項 <u>(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)</u></li> <li>● 定款の変更に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記事項以外の事項</li> <li>● 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないものに限る)</li> <li>● <u>役員に関する事項(役員の定数に係るものに限る)</u></li> <li>● 資産に関する事項</li> <li>● <u>会計に関する事項</u></li> <li>● <u>事業年度</u></li> <li>● <u>解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)</u></li> <li>● 公告の方法</li> <li>● .....</li> </ul>

# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ⑥ 定款変更手続の際の定款変更登記完了に係る報告手続の創設

届出事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更に係る社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとされました(現行は、事業報告書等の提出時に届け出ることとされていますが、定款変更登記から登記事項証明書提出までのタイムラグが解消されます)。



# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ⑦ 解散時における解散公告の簡素化

解散時における解散公告について、「清算人の就任後2か月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」に簡素化されます。

改正前



改正後



# 4. 認証制度の改正

## (2) 認証手続等の簡素化・柔軟化

### ⑧ 閲覧用書類の提出の省略化

NPO法の改正事項ではありませんが、三重県独自の認証手続等の簡素化・柔軟化事項として、これまで正本とは別に閲覧用の書類として提出を求めていた書類を今後不要とします。また、改正により新たに提出が必要となる書類についても、副本の提出は求めないこととします。

#### 条例改正点⑥ 閲覧用書類の提出

知事が閲覧に供するための書類については、これまで条例5条2項で下記の閲覧用書類の提出を定めていましたが、法人の書類作成の負担を軽減するために、同規定は削除します。なお、今後知事が行う閲覧及び謄写に供するための書類は、原則提出された書類の正本で行うこととします。

- 設立認証を受けた場合の「~~閲覧用書類提出書~~」、「定款」、「登記事項証明書の写し」、「設立の時の財産目録」
- 定款の変更の認証を受けた場合の「~~閲覧用書類提出書~~」、「変更後の定款」
- 合併認証を受けた場合の「~~閲覧用書類提出書~~」、「定款」、「登記事項証明書の写し」、「合併の時の財産目録」

## 4. 認証制度の改正

---

### (3) NPO法人の信頼性向上のための見直し

① 未登記法人の認証取消し

② 会計の明確化

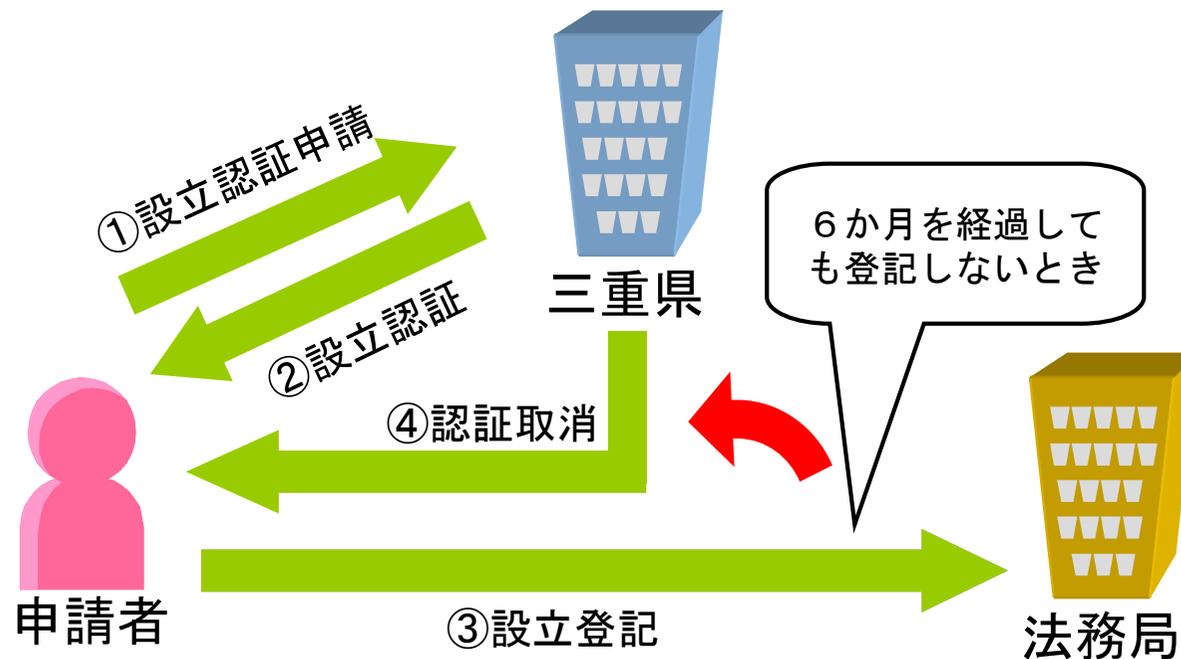
③ 情報開示の充実

# 4. 認証制度の改正

## (3) NPO法人の信頼性向上のための見直し

### ① 未登記法人の認証取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過しても設立を登記しないときは、認証取消の対象となります(合併の場合も同様)。



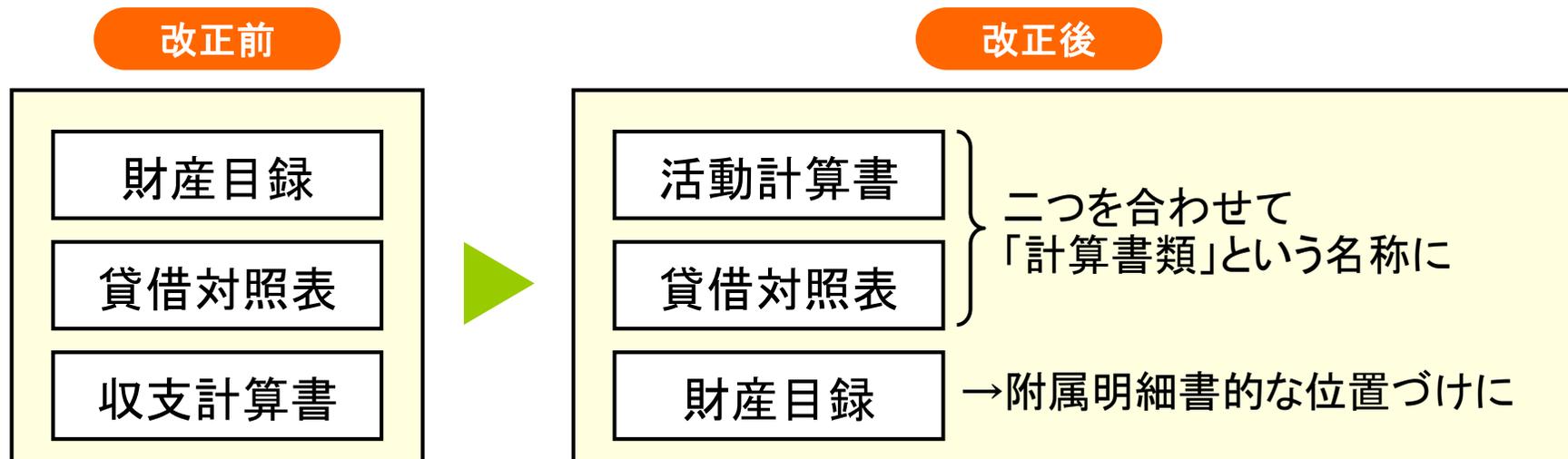
# 4. 認証制度の改正

## (3) NPO法人の信頼性向上のための見直し

### ② 会計の明確化 関連⇒P70,72

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更され、あわせて、設立時に作成する「収支予算書」が「活動予算書」に改められます(当分の間は経過措置として収支計算書若しくは収支予算書で提出可能)。

また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置づけになります。



# 4. 認証制度の改正

## (3) NPO法人の信頼性向上のための見直し

### ③ 情報開示の充実 関連⇒P65,66,68,75

事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)、最新の役員名簿及び定款等を、主たる事務所だけでなく、従たる事務所においても原則閲覧させることが必要になります。

所轄庁は、事業報告書等、最新の役員名簿、定款等の閲覧に加え、これらの書類の謄写の請求があったときは、これらを謄写させるとされました。

毎事業年度初めの3か月以内に作成

#### ○事業報告書等

- ・前事業年度の事業報告書
- ・前事業年度の活動計算書
- ・前事業年度の貸借対照表
- ・前事業年度の財産目録
- ・前事業年度の役員名簿
- ・前事業年度の社員名簿

設立時又は、役員・定款変更時に作成

#### ○最新の役員名簿

#### ○定款等

- ・定款
- ・認証に関する書類  
(認証書の写し)
- ・登記に関する書類  
(登記事項証明書の写し)

- 事務所への備え置き
- 事務所における閲覧
- ※主たる事務所及び従たる事務所において

※「最新の役員名簿」が情報公開対象書類に追加。備え置き、閲覧の場所に従たる事務所も追加

# 4. 認証制度の改正

## (3) NPO法人の信頼性向上のための見直し

### ③ 情報開示の充実

また、所轄庁における情報公開は、これまで書類の閲覧だけであったものが、謄写も行えるようになりました。

#### 条例改正点⑦

#### 事業報告書等の閲覧又は謄写

- 事業報告書等の謄写を請求するものは、謄写に要する費用を負担しなければならないものとします。
- その他閲覧、謄写については、規則で定めます。

#### 規則改正点①

#### 事業報告書等の閲覧又は謄写

- 事業報告書等の閲覧又は謄写の請求を行う場合は、「閲覧又は謄写請求書」により行うこととします。
- 事業報告書等の閲覧又は謄写の場所は、三重県生活・文化部において行うものとします。
- 事業報告書等の謄写に要する費用の負担については、三重県情報公開条例施行規則(平成12年三重県規則第5号)10条の例によります。

#### 【具体的な謄写費用の額】

白黒の場合 1枚につき10円、カラーの場合 1枚につき40円(いずれもA3まで)

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

(1) 新たな認定制度の創設

(2) 仮認定制度の創設

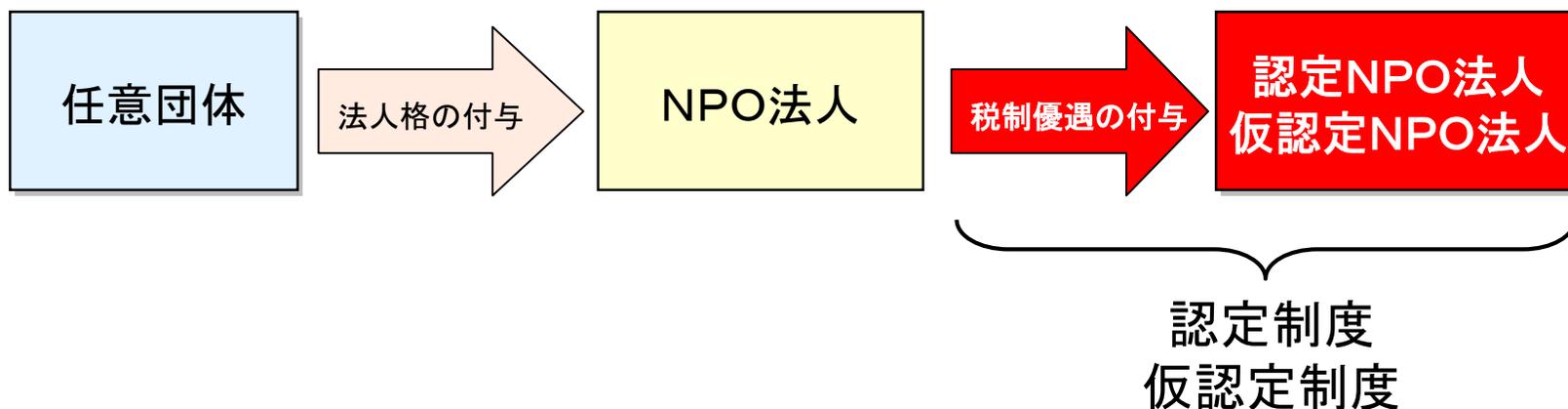
(3) 認定NPO法人等の合併

(4) 欠格事由

(5) 監督規定の整備

(6) 従たる事務所所在地の関係知事

(7) 税優遇措置



# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (1) 新たな認定制度の創設

### ① 概要

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁(都道府県又は指定都市)の認定を受けることができるようになります(現行の国税庁による認定制度は廃止)。

#### 条例改正点⑧

#### 認定NPO法人の認定申請等

認定を受けようとするNPO法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

#### 規則改正点②

#### 認定等の通知

知事は、認定をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在する市町の長に通知するものとします。認定の有効期間の更新、仮認定、合併の認定の場合も同様とします。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (1) 新たな認定制度の創設

### ② 認定基準

認定を受けるためには、次のA)～H)の8つの基準をすべて満たすことが必要。

- A) 実績判定期間において広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準(パブリックサポートテスト(PST)基準)を満たしていること
- B) 実績判定期間において、活動の対象や便益の及ぶ者が会員等に限られるなどの共益的な活動が50%未満であること
- C) 運営組織及び経理が適正であること
- D) 事業活動の内容が適正であること
- E) 情報公開を適正に行っていること
- F) 所轄庁へ事業報告書等が提出されていること
- G) 法令違反、不正の行為、法令に反する事実等がないこと
- H) 設立後1年を超える期間を経過しており、少なくとも2つの事業年度を終えていること

(注) C)～G)の基準は実績判定期間(初回認定及び仮認定の場合は2年、更新等の場合は5年)においても満たしていることが必要。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (1) 新たな認定制度の創設

### ③ パブリックサポートテスト(PST)基準

PST基準としては、次のいずれかに該当すればよい。

- 相対値基準PST

実績判定期間において  $\frac{\text{寄付金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$  であること

- 絶対値基準PST

実績判定期間において、各事業年度に3,000円以上の寄付を平均100人以上から受けること

- 条例個別指定PST

申請日の前日までに、主たる事務所又は従たる事務所が所在する都道府県又は市町村から、寄付金を受け入れた場合に個人住民税の控除対象となる法人として条例で個別指定を受けていること

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (1) 新たな認定制度の創設

### ④ 有効期間及びその更新

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6か月前から3か月前までに申請を要します。

#### 条例改正点⑨

#### 認定の有効期間の更新申請

認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (1) 新たな認定制度の創設

### ⑤ 認定NPO法人の情報開示等

認定NPO法人は、以下の書類を事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除き、誰に対しても閲覧させなければなりません(寄付者となり得る人からの閲覧請求も想定されるため、認証制度の場合の閲覧と異なり、閲覧人が社員・利害関係人に限定されていません。)

- 認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 前事業年度の寄付者名簿(備え置きのみ、閲覧の対象外)
- 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

⇒特定非営利活動法人と比べて、情報開示の範囲も拡大する

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (1) 新たな認定制度の創設

### ⑤ 認定NPO法人の情報開示等

#### 条例改正点⑩ 役員報酬規程等の提出

前事業年度の役員報酬規程等の書類の提出は、事業年度初めの3ヶ月＋7日以内に提出しなければならないものとします。

#### 条例改正点⑪ 助成金支給書類等の提出

助成金の支給を行った場合の書類の提出は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。)を行う場合の書類の提出は事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出の困難なときは、事後遅滞なく)行うものとします。

#### 条例改正点⑫ 役員報酬規程等の閲覧等

所轄庁における役員報酬規程等の閲覧又は謄写については、NPO法人の事業報告書等の閲覧又は謄写と同様の手続きとします。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (2) 仮認定制度の創設

### ①概要

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実を鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定(有効期間は3年間)により税制優遇を受けられる制度—仮認定制度—が導入されます。

経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定の対象になります。

#### 条例改正点⑬

#### 仮認定の申請

仮認定を受けようとするNPO法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

#### 条例改正点⑭

#### 仮認定NPO法人に関する規程の準用

条例改正点⑩～⑫の規定及び後述の⑯の規定は仮認定NPO法人にも同様に適用されます。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (2) 仮認定制度の創設

### ② 認定と仮認定の違い

	認定	仮認定
認定(仮認定)基準	8つの基準をすべて満たすことが必要	<u>PST基準以外</u> の7つの基準を満たすことが必要
有効期間及び更新	認定の日から5年間 有効期間の更新あり	仮認定の日から3年間 有効期間の更新なし
申請可能な法人	すべてのNPO法人	設立後5年以内の法人(ただし経過措置として法施行後3年間は5年を経過している法人も申請可能)
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除(寄付金の最大50%) ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付をした場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄付金(所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額が限度まで)	①、②は本認定と同じ  <u>③、④は仮認定には適用されない</u>

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (3) 認定NPO法人等の合併

認定(仮認定)NPO法人が認定(仮認定)NPO法人でないNPO法人と合併をした場合は、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り合併によって消滅したNPO法人の地位を承継することとされます。



### 条例改正点⑮

### 合併の認定の申請

認定NPO法人等の合併の認定を受けようとする認定NPO法人又は仮認定NPO法人は、条例8条(NPO法人の合併の認証申請)の申請書の提出に併せて申請書を知事に提出しなければならないものとします。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (4) 欠格事由

以下のA)～F)のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定又は仮認定を受けることができません。

- A) 役員に不適当な者(認定取消法人の責任者であった理事、暴力団の構成員等)が含まれている法人
- B) 認定又は仮認定を取り消された日から5年を経過していない法人
- C) 定款・事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- D) 国税・地方税の滞納処分が執行されている又は滞納処分執行の日から3年を経過しない法人
- E) 重加算税・重加算金を課された日から3年を経過していない法人
- F) 暴力団であるか、又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

⇒特定非営利活動法人よりも厳しい欠格事由

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (5) 監督規定の整備

- 所轄庁は、必要に応じて、監督権限(報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し)を行使することができます。
- その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができます。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができます。
- 所轄庁と従たる事務所所在地の知事が、関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みを設けることとされます。

⇒特定非営利活動法人と比べて、所轄庁の監督権限も強化される

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (6) 従たる事務所所在地の関係知事

二つ以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定・仮認定NPO法人は、事務所の所在する所轄庁以外の関係知事に対しても次の手続きを行う必要があります。

「役員の変更届」・「定款の変更届」・「事業報告書等の届出」

また、定款の変更の認証を受けた場合は、遅滞なく、「社員総会の議事録」、「変更後の定款」を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。

⇒例えば、三重県内に主たる事務所を有する認定・仮認定NPO法人が滋賀県に従たる事務所を有する場合は、滋賀県の条例に基づき、上記届出が必要。

### 条例改正点⑯

### 非所轄法人の書類の提出等

- 三重県内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人のうち三重県知事が所轄するもの以外のもの(以下「非所轄法人」という。)は、事業報告書等を三重県知事に提出しなければならないものとします。
- 非所轄法人が、定款の変更の認証を受けたときは、別に規則で定める提出書を知事に提出するものとします。
- 非所轄法人が、定款の変更の届出を行う場合は、同項に掲げる書類を添付して、別に規則で定める提出書を知事に提出するものとします。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (6) 従たる事務所所在地の関係知事

- 従たる事務所所在地の都道府県知事は、認定NPO法人の従たる事務所を対象として、所轄庁同様、次の監督権限の行使が可能となります：報告及び検査、勧告、命令
- 従たる事務所所在地の都道府県知事は、認定NPO法人が命令に従わなかった場合その他の場合で当該法人に適切な措置を採ることが必要と認めるときは、所轄庁に対し意見を述べるできるようになります。
- 所轄庁は、認定事務に関して特に必要があると認めるときは、従たる事務所所在地の都道府県知事が採るべき措置について要請ができるようになります。  
⇒認定・仮認定NPO法人が県外に従たる事務所を有する場合は、従たる事務所の所在地の都道府県知事からも監督権限が行使される場合があります。

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

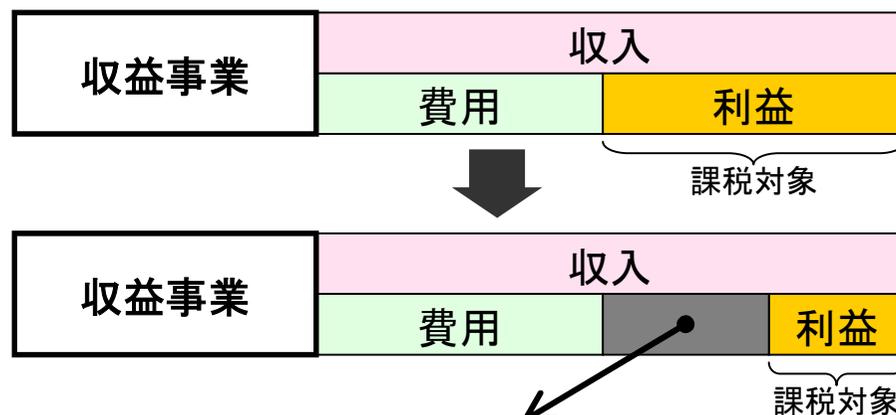
## (7) 税制優遇措置

- ① 認定・仮認定NPO法人に寄付をした個人が寄付金控除を受けられる(所得税と住民税あわせて最大50%)
  - 所得税の減少分(税額控除を選択した場合)  
→(寄付金額-2000円)×40%
  - 住民税の減少分  
→(寄付金額-2000円)×10% ※県と市町双方で寄付金が指定されている場合
- ② 認定・仮認定NPO法人に寄付をした法人の損金算入限度額の枠が拡大される
- ③ 認定NPO法人に対して寄付をした相続人の寄付をした財産が相続税非課税になる
- ④ 認定NPO法人自身が収益事業を行っている場合に、みなし寄付金を受けることができる→次へ

# 5. 認定制度・仮認定制度の導入

## (7) 税制優遇措置(みなし寄付金)

みなし寄付金とは、認定NPO法人等が収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄付金とみなして、一定の金額まで損金に算入することを認める制度。所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額まで認められる。



認定NPO法人の収益事業から得た利益を、その認定NPO法人の非収益事業に使用した場合は、この分を寄付金とみなし、所得金額(利益)の50%または200万円の大きい金額まで損金算入が出来る

### 所得金額(利益)が100万円である場合の税額

- 法人税 所得金額×税率－税額控除額  
100万円×18%＝18万円(税額控除がない場合)
  - 法人県民税(法人税割) 法人税額×5%  
18万円×5%＝9,000円
  - 法人市町村民税(〃) 法人税額×12.3%(標準税率)  
18万円×12.3%＝22,140円
- 小計 211,140円 ※H23.12.1現在の税率による  
→仮に利益100万円すべてを非収益事業に支出したとすれば、上記税額が減額される。  
※ただし、法人住民税の均等割や法人事業税、地方特別法人税などはそのまま課税される。

課税対象所得を減少させることで  
その減少額の2割以上の金額を節税できる

# 6. その他

---

## (1) 情報の提供

内閣府及び所轄庁は、事業報告書などNPO法人の活動状況に関するデータベースの整備を図り、国民がインターネットなどを通じて情報を入手できるよう情報提供に取り組むこととされました。

⇒全国のNPO法人の情報が入手できるポータルサイトの構築が目指されている。  
NPO法人からも情報を提供できる仕組みも検討されている。

## (2) 施行期日

この改正は、平成24年4月1日から施行されます。

## (3) 検討

改正法施行後3年を目途として、認定制度や「特定非営利活動法人」という名称の在り方について見直しがなされることとされました。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ① 行政手続における情報通信の技術の利用

インターネット等を利用して、NPO法の各種行政手続(設立認証申請、役員変更届、定款変更申請、事業報告書の提出、書類の縦覧・閲覧)を行うことが条例で定めることにより可能となります。(改正前のNPO法でも規定されています)

#### 条例改正点⑰

#### 情報通信の技術を利用する方法による手続

認証や届出、閲覧等の手続を、情報通信の技術を利用する方法で行うことができる旨条例で定めることが可能ですが(例:NPO法人の設立申請を電子申請・届出システムによる行うなど)、現時点では、これらの方法を条例で定めない方針です。今後、実施体制の整備や一定のニーズが見込まれるなどの事情により検討していきたいと考えています。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ②NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

NPO法人が事業報告書等の書類の作成や保存、閲覧を、条例で定めることにより、電磁的記録を利用して行えるようになります。改正前のNPO法でも規定されていたほか、条例でも定めがありました。

今回の改正では、法の解釈に沿ったより正確な内容とするためにこの部分を全面的に改正をしますが、意味合いとしては変更はありません。

法律用語のため、わかりにくいですが、事業報告書を具体的な例にすると、

- ・作成する際・・・パソコン上で作成したものを原本とすることが可能
- ・備え置きの際・・・電子データのままパソコン上での保存、あるいは、書面で作成したものをスキャナで電子ファイルにしパソコン上で保存することが可能
- ・閲覧の際・・・パソコン上に保存している電子データで閲覧させることが可能

というように、紙書類での扱いを電子データでの扱いに代えることが可能な手続きやその細則を条例や規則で定めることとなります。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ② NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

#### 条例改正点⑱

#### 電磁的記録による保存

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「電子文書法」という。)3条1項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の保存とします。

- 法14条(法39条2項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き
- 法28条1項の規定による事業報告書等の備置き
- 法28条2項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
- 法35条1項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
- 法54条1項(法62条(法63条5項において準用する場合を含む。)及び法63条5項において準用する場合を含む。)の規定による法44条2項2号及び3号に掲げる書類の備置き
- 法54条2項から4項まで(これらの規定を法62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法54条2項各号に掲げる書類、同条3項の書類並びに同条4項の書類の備置き

NPO法人が、電子文書法3条1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

NPO法人が電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないものとします。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ② NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

#### 規則改正点③

#### 電磁的記録の保存の方法

NPO法人が、電子文書法3条1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合として規則で定める方法は、次のとおりとします。

- 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

特定非営利活動法人が、電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないものとします。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ② NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

#### 条例改正点⑱

#### 電磁的記録による作成

電子文書法4条1項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とします。

- 法14条(法39条2項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の作成
- 法28条1項の規定による事業報告書等の作成
- 法35条1項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
- 法54条2項から4項までの規定による法54条2項各号に掲げる書類、同条3項の書類並びに同条4項の書類の作成

NPO法人が、電子文書法4条1項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ② NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

#### 規則改正点④

#### 電磁的記録の作成の方法

NPO法人が、電子文書法4条1項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合として規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とします。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ② NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

#### 条例改正点⑳

#### 電磁的記録による縦覧等

電子文書法5条1項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書面の閲覧とします。

- 法28条3項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
- 法45条1項5号(法51条5項及び法63条5項において準用する場合を含む。)の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
- 法52条4項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
- 法54条5項(法62条において準用する場合を含む。)の規定による法44条2項2号及び3号に掲げる書類並びに法54条2項2号から4号までに掲げる書類、同条3項の書類及び同条4項の書類の閲覧

NPO法人が、電子文書法5条1項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

# 6. その他

## (4) 情報通信技術の利用

### ② NPO法人が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

#### 規則改正点⑤

#### 電磁的記録の縦覧等の方法

NPO法人が、電子文書法5条1項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合として規則で定める方法は、特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法とします。

---

# 改正による法人運営への影響と留意点

---

1. 定款の変更が必要な場合
2. 提出書類の変更等
3. その他の改正のポイント
4. 改正法の経過措置

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (1) 活動分野の追加に伴う定款の変更①

【関連P8, 9】

新たな2分野は別表の第4号と第5号に追加されたため、**これまでの号数がずれることに。**

### 改正前

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 改正後

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動←(追加)
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動←(追加)
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動←(追加)

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (1) 活動分野の追加に伴う定款の変更②

改正NPO法で、特定非営利活動の活動分野の号数がずれたため、法人の定款に記載される「特定非営利活動の種類」の規定の内容によっては、定款を変更する必要があります。

### ケース1

(特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

改正の影響はなく、定款変更の必要はない。

### ケース2

(特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表第3号(まちづくりの推進を図る活動)及び第5号(環境の保全を図る活動)に該当する特定非営利活動を行う。

号数が記載されており定款変更が必要だが、具体的な活動分野の記載で内容が類推されるため、変更を即座に行わずとも、他の定款変更時で可。

### ケース3

(特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表第3号及び第5号に該当する特定非営利活動を行う。

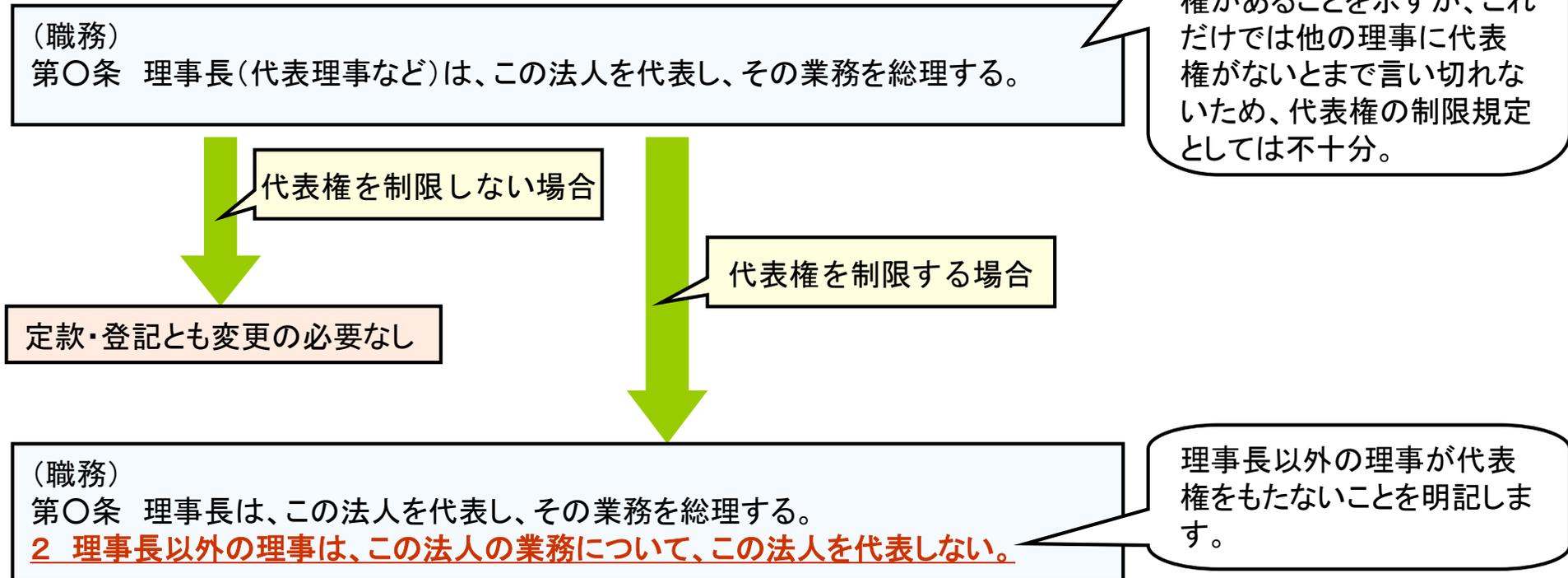
号数のみの記載であるため、活動分野が類推できず、速やかに定款変更を行う必要がある。

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (2) 理事の代表権の制限に伴う定款の変更①

【関連P16】

理事の代表権を制限する場合、ほとんどの法人の定款に定められている「**理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。**」という規定だけでは不十分となります。したがって、下記のような定款の変更を行う必要があります。



# 1. 定款の変更が必要な場合

## (2) 理事の代表権の制限に伴う定款の変更②

理事の代表権の制限には、代表権をなくす場合と、代表権の範囲を制限する場合があります。代表権の範囲を制限する場合は、次のような定款の定めが考えられます。

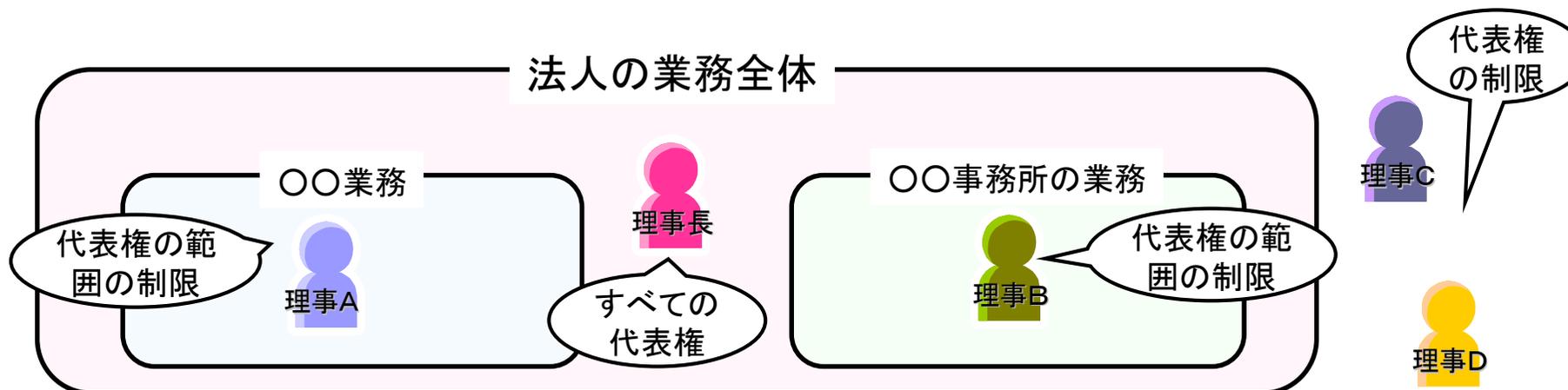
(職務)

第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事A(常務理事などの役職でも可)は、この法人の〇〇の業務を代表する。

3 理事Bは、この法人の〇〇事務所における業務を代表する。

4 理事長、理事A及び理事B以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

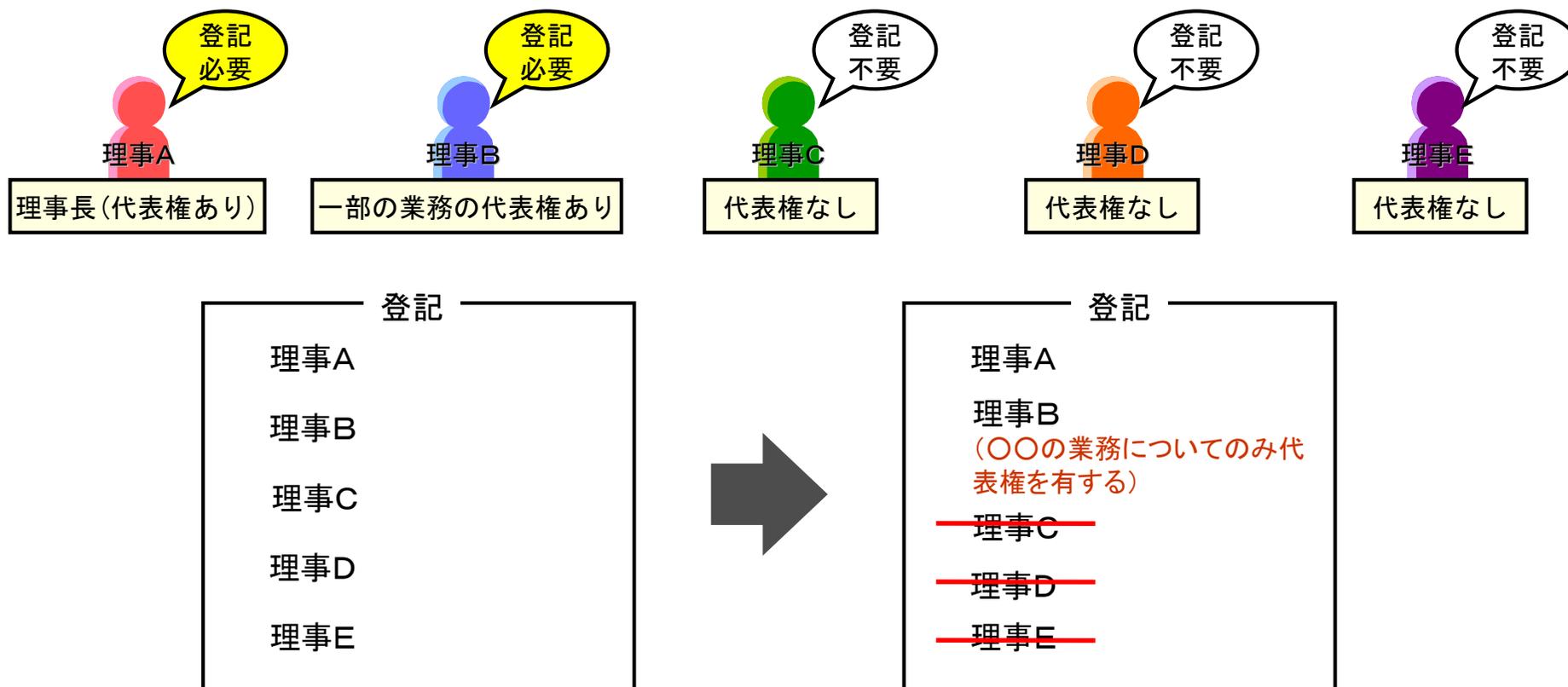


# 1. 定款の変更が必要な場合

## (2) 理事の代表権の制限に伴う定款の変更③

理事の代表権の制限を行った場合、登記の変更も必要となります。

具体的には、現在の登記は理事全員が登記されているはずですが、今回の改正で、代表権を有する理事のみを登記することとなったため、代表権をもたない理事を登記から抹消する、もしくは、代表権の範囲を追加する必要があります。



# 1. 定款の変更が必要な場合

## (2) 理事の代表権の制限に伴う定款の変更④

NPO法改正を踏まえ、組合等登記令も改正され、登記事項は次のようになっています(下線部が改正された部分)。

登記事項	内容
①目的及び業務	定款に記載された目的、事業の種類
②名称	定款に記載された名称
③事務所の所在地	主たる事務所の所在地、従たる事務所の所在地
④代表権を有する者の氏名、住所、資格及び代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め	代表権を有する理事の氏名、住所(資格は「理事」)、 <u>代表権の範囲等(「理事〇〇〇〇は〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号の従たる事務所の業務についてのみ代表権を有する」など)</u>
⑤存立期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に記載された存立期間又は解散事由
⑥資産の総額	財産目録に記載された資産総額

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (3) 定款変更部分の法改正に伴う定款の変更①

【関連P17】

今回の改正で、定款変更を届出だけで済む事項が増えたことに伴い、これまで使われてきた「**軽微な事項**」という言葉がなくなりました。

### 改正前

NPO法第25条(定款変更)

第3項 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第6項 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

### 改正後

NPO法第25条(定款変更)

第3項 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第6項 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (3) 定款変更部分の法改正に伴う定款の変更②

そこで、定款上の「定款変更」の定めの中に、「軽微な事項」という言葉を使っている場合、表現を修正する必要があります。

ただし、今回の改正の経緯から「軽微な事項」が何を指すのかは、類推が可能であることから、このためだけに即座に定款変更を行う必要はありませんが、他の定款変更を予定している場合に併せて変更するか、来年4月1日以降の社員総会の際に変更するなどしてください。

### 定款の変更例

(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。



(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (4) 会計書類の変更に伴う定款の変更

【関連P23】

「収支予算書」が「活動予算書」に、「収支計算書」が「活動計算書」に変更されたことに伴い、定款中に「収支計算書」等の名称を使用している場合、「活動計算書」等に変更する必要があります。

ただし、この会計書類の名称変更については、経過措置として、当分の間は、収支計算書等のままでも認められます。会計書類を活動計算書に変更するまでは、この定款の変更は不要ですが、改正の趣旨を踏まえ活動計算書の導入を検討ください。

### 定款の変更例

(事業報告及び決算)

第〇条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



(事業報告及び決算)

第〇条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

# 1. 定款の変更が必要な場合

## (5) その他の事業に関する用語の改正に伴う定款の変更

改正NPO法第5条第1項において、「収益」という用語が「利益」へと変更されました。これは、新たに定義がなされた「活動予算書」の説明で用いられる「収益」という言葉との区別を図るためです。

「収益」・・・資本取引以外の正味財産の増加分を指す概念

「利益」・・・「収益」から「費用」を差し引いた概念

定款における、この用語の変更についても、即座に定款変更を行う必要はなく、他の定款変更がある際に合わせて変更するなどしてください。

### NPO法

(その他の事業)

第5条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他事業」という。)を行うことができる。この場合において、**利益**を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

「収益」から改正

### 定款の例

(事業)

第〇条 この法人は、第〇条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①.....

(2) その他の事業

①.....

「収益事業」から変更していない場合は、これも変更してください。

「収益」から改正を

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その**利益**は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 2. 提出書類の変更等

### (1) 役員変更等の届出時における提出書類

役員変更等の届出時に添付する書類として、新たに「変更後の役員名簿」が追加されました。この提出された役員名簿は、「最新の役員名簿」として、所轄庁(三重県)における閲覧の対象書類となります。

役員変更等の届出時の提出書類

届出書類	氏名、住所等の変更のとき	新たに就任したとき	再任、任期満了、辞任、解任、死亡のとき
役員の変更等届出書	○	○	○
<b>変更後の役員名簿</b>	○	○	○
当該役員の就任承諾及び誓約書の写し		○	
当該役員の住所又は居所を証する書面(住基ネットで検索できる場合は、住民票の添付を省略可)		○	

新規追加

## 2. 提出書類の変更等

### (2) 定款変更の届出時における提出書類

【関連P24】

定款変更の届出時に添付する書類として、新たに「定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し」及び「変更後の定款」が追加されました。これにより、これまで事業報告書の提出時に添付することとされていた「変更後の定款」の提出時期のタイムラグがなくなります。また、提出された変更後の定款は、「最新の定款」として、所轄庁(三重県)における閲覧の対象書類となります。

定款変更の届出時の提出書類

届出書類	
	定款変更届出書
新規追加	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し
新規追加	変更後の定款

## 2. 提出書類の変更等

### (3) 定款変更の登記完了時における提出書類

【関連P18】

認証制度の見直しの部分でも触れましたが、定款の変更内容が登記事項である場合、変更内容の登記完了後に、定款変更登記完了届という手続きが新設されました。

定款変更届出時の「変更後の定款」と同じく、これまで事業報告書の提出時に提出していた「登記事項証明書」の提出時期のタイムラグがなくなります。

定款変更の届出時の提出書類

届出書類
定款の変更の登記完了提出書
登記事項証明書

## 2. 提出書類の変更等

### (4) 事業報告書等提出時における提出書類①

【関連P24】

事業報告書等の提出時の添付書類として、前述の定款変更に係る書類が削除されています。

また、会計書類の名称や位置づけの変更に伴う変更もなされています。

※「活動計算書」は、当分の間は「収支計算書」で可

#### 事業報告書等の提出書類（改正前）

届出書類
①事業報告書等提出書
②事業報告書
③財産目録
④貸借対照表
⑤収支計算書
⑥前事業年度の役員名簿
⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
⑧変更後の定款(該当ある場合)
⑨定款変更に係る認証書類の写し(該当ある場合)
⑩定款変更に係る登記書類の写し(該当ある場合)

#### 事業報告書等の提出書類（改正後）

届出書類
①事業報告書等提出書
②事業報告書
③活動計算書
④貸借対照表
⑤財産目録
⑥前事業年度の年間役員名簿
⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

## 2. 提出書類の変更等

### (4) 事業報告書等提出時における提出書類②

#### その他の事業における別葉表示

これまで、法人が定款でその他事業を行うことを定めている場合、事業報告書に添付する会計書類(財産目録・貸借対照表・収支計算書)は、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」とに分けてそれぞれの書類毎に別葉で提出することとしてきました。

しかし、改正NPO法の国会審議等を踏まえ、**別葉表示については、収支計算書のみ別葉とすることで足りるものとします**(活動計算書と同じく、1枚の収支計算書に2段書きでその他事業を記載することもできます。「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」参照)。

なお、収支計算書を作成している場合で、事業報告の対象年度に「その他の事業」を実施していない場合は、「活動計算書」に準じて、収支計算書の末尾に「※当該年度はその他の事業を実施していません。」との脚注を記載することも可能です。

別葉表示は、収支計算書だけに



## 2. 提出書類の変更等

### (4) 事業報告書等提出時における提出書類③

#### 役員名簿と年間役員名簿

今回の法改正により、事業報告書等の提出書類の一つとして、これまで「役員名簿」という名称であったものが「年間役員名簿」へと変更されました。

これは、役員変更等届の際に提出される役員名簿との区別を図るため、これまでの役員名簿＝年間役員名簿となります。

改正NPO法での使い分けは次のとおりとなります。

○役員名簿・・・最新の役員の就任状況を明らかにする書類

設立認証時、役員変更等届出時、合併認証申請時における添付書類

○年間役員名簿・・・特定の事業年度における役員の就任状況を明らかにする書類

事業報告書等の提出時の添付書類

この両者は、ともに、法人事務所における閲覧書類の対象となります。

## 2. 提出書類の変更等

### (5) 情報開示書類・場所の変更

【関連P24】

NPO法人は、その活動が県民に広く開かれていることが必要であるため、法人に書類の作成・備置き義務を課すとともに、法人自らが行う情報公開として、法人事務所における書類の閲覧が認められています。

今回の法改正により、閲覧の対象書類と場所が拡大されることになります。

#### 改正前

##### 備え置く書類

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④収支計算書
- ⑤前事業年度の年間役員名簿
- ⑥前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦定款
- ⑧定款変更に係る認証書類の写し(認証書の写し)
- ⑨定款変更に係る登記書類の写し(登記事項証明書の写し)

➡ 法人の主たる事務所での備置き・閲覧

#### 改正後

##### 備え置く書類

- ①事業報告書
- ②活動計算書
- ③貸借対照表
- ④財産目録
- ⑤前事業年度の年間役員名簿
- ⑥前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦最新の役員名簿
- ⑧定款
- ⑨定款変更に係る認証書類の写し(認証書の写し)
- ⑩定款変更に係る登記書類の写し(登記事項証明書の写し)

➡ 法人の主たる事務所と従たる事務所で備置き・閲覧

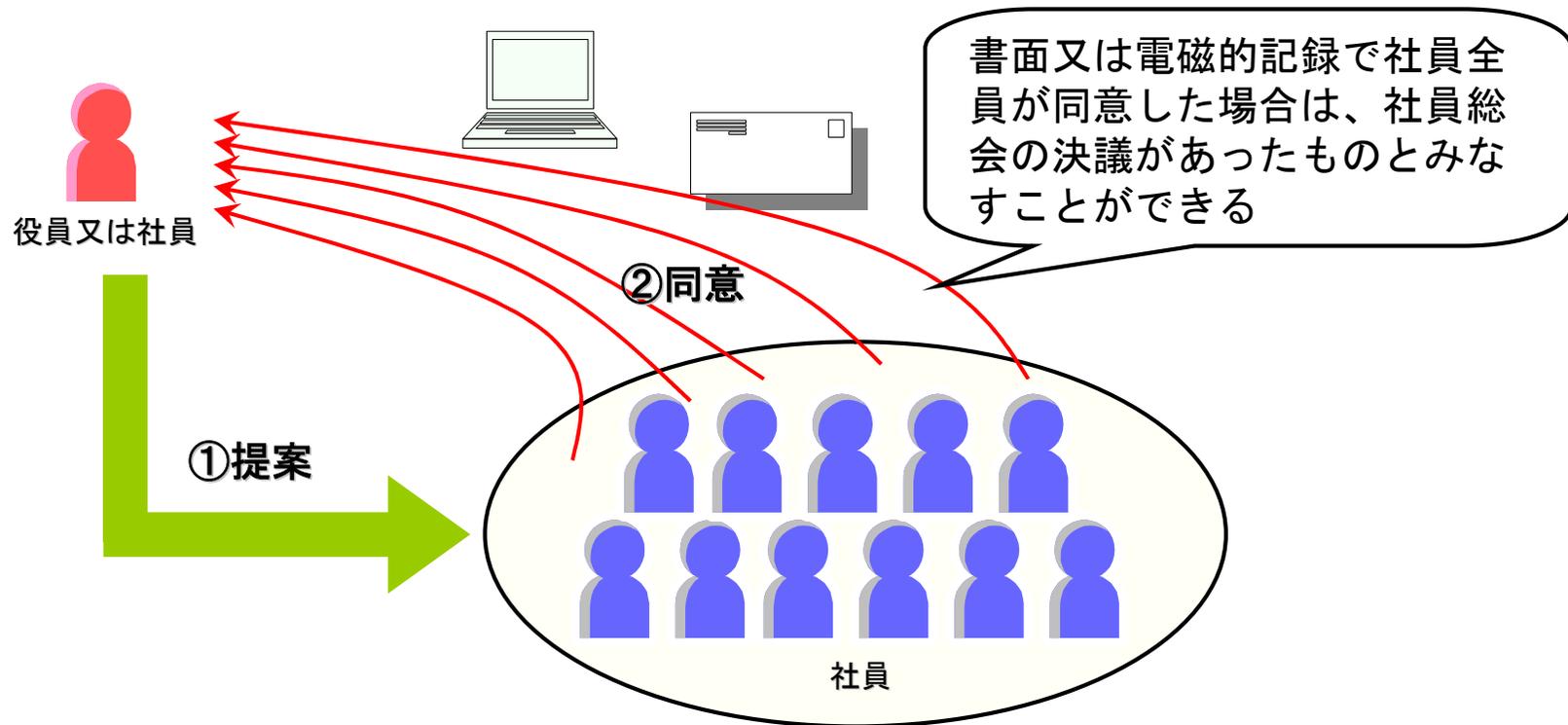
# 3. その他の改正のポイント

## (1) みなし社員総会決議

【関連P15】

「みなし社員総会決議」は、法人の機動的な運営を促進する観点から、社員の全員が書面または電磁的記録によって同意した場合には、実際に社員総会を開かなくても社員総会の決議があったものとみなすことができる制度です。

この制度をうまく利用することで、社員総会のために集まったり、招集通知を出すことの手間や時間を省略することができます。



# 3. その他の改正のポイント

## (2) 会計の明確化

【関連P23】

今回の改正で「収支予算書」・「収支計算書」がそれぞれ「活動予算書」・「活動計算書」へと変更されました。

この「活動計算書」等の具体的な内容については、内閣府の「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において検討され報告書としてとりまとめられています。

特徴としては次のとおりです。

- ・NPO法人会計基準協議会による「NPO法人会計基準」をベースにすること
- ・資金収支ベースの計算書類としての収支計算書から、損益ベースの計算書類としての活動計算書へ変更され、株式会社などで使用されている会計基準に近くなること
- ・活動計算書となることで、減価償却などの正味財産の増減原因を示すことができるため、法人の財務的生存力を把握することができること

今後、NPO法人会計の新たな手引き書として内容が反映され公表される予定です。

### 【参考】

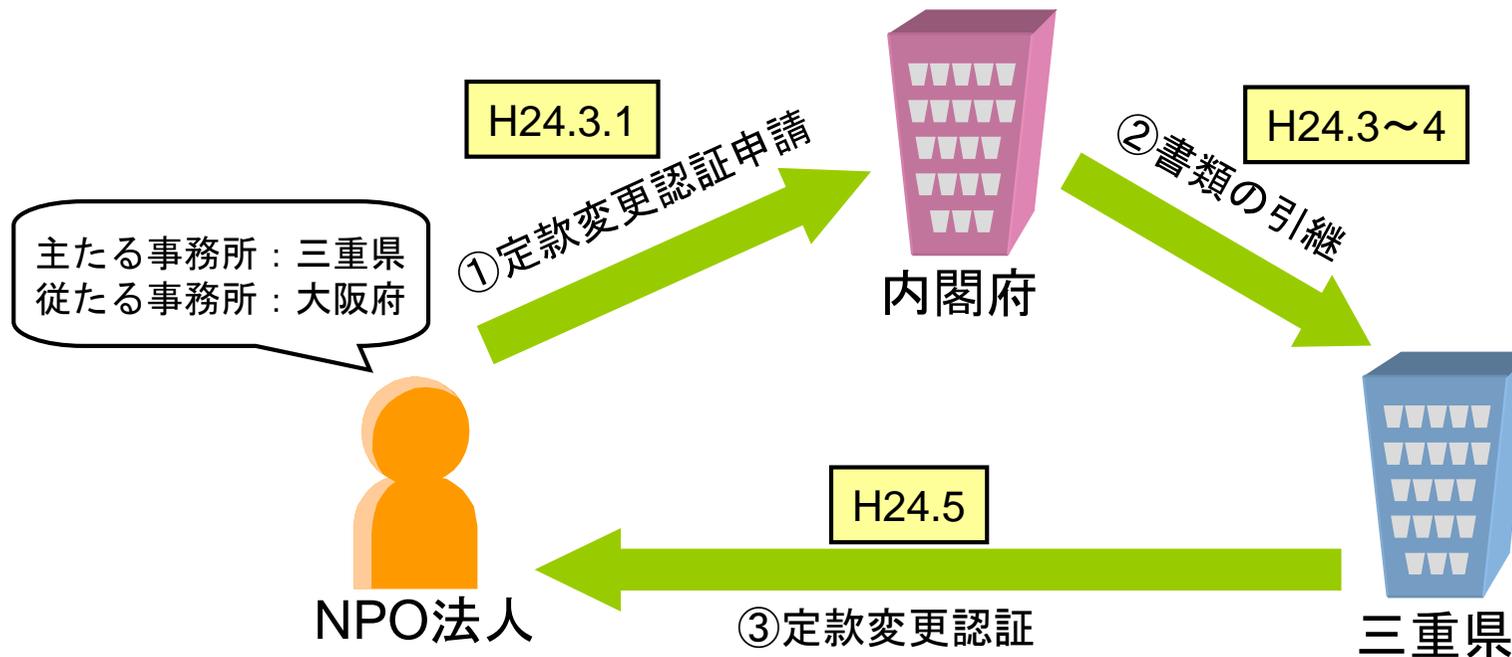
- 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会  
<https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>
- みんなで使おう！「NPO法人会計基準」  
<http://npokaikei.info/>

# 4. 改正法の経過措置

(1) 改正により所轄庁が変わるが、3月に旧所轄庁に行った申請はどう扱われるか？

改正法の施行日前に、改正前のNPO法に基づいて、旧所轄庁に対してなされた申請・届出等は、改正後のNPO法の新所轄庁に対してなされたものとみなされます。

その場合、旧所轄庁から新所轄庁に対して書類の引継ぎがなされます。



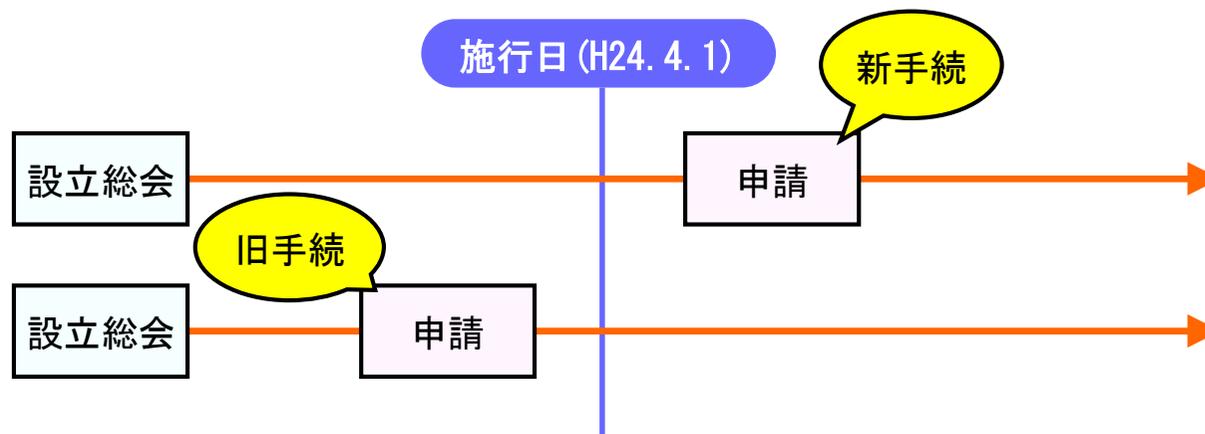
## 4. 改正法の経過措置

### (2) 設立認証申請の添付書類としての「活動予算書」はいつの申請から添付すべきか？

改正NPO法第10条第1項の規定(設立認証申請)は、施行日以後に認証の申請をする者の申請書類に添付すべき書類について適用され、施行日前の認証の申請については、改正前の規定が適用されます。

具体的には、設立認証申請の添付書類として、「収支予算書」から「活動予算書」へと変更されましたが、この「活動予算書」を添付するのは、平成24年4月1日以後の申請からとなります。ただし、4月以降に申請する場合は、それ以前に開催する設立総会の時点で、活動予算書について承認を得る必要があることに注意が必要です。

なお、この「活動予算書」については、当分の間は「収支予算書」に代えることが認められます。

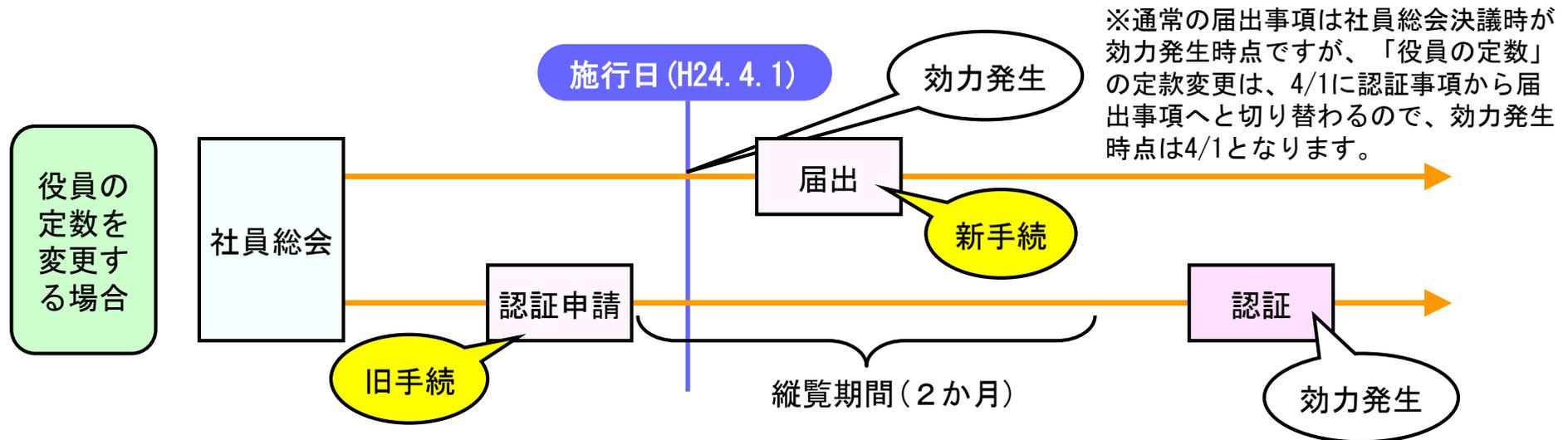


## 4. 改正法の経過措置

### (3) 定款の変更の申請・届出事項の改正はいつの時点の定款変更から適用となるのか？

今回の改正で、一部の事項の定款変更について、認証が必要な事項から届出で足りる事項へと改正されましたが、この改正は、改正法の施行日以後に認証の申請又は届出をする場合に適用されることとなります(申請日・届出日が基準)。

例えば、「役員の定数」を変更する場合、3月31日に申請を行った場合は、認証が必要ですので、2か月の縦覧期間と所轄庁の認証を経なければ、変更の効力が発生しませんが、4月1日に届出を行った場合は、届出だけで済みます。

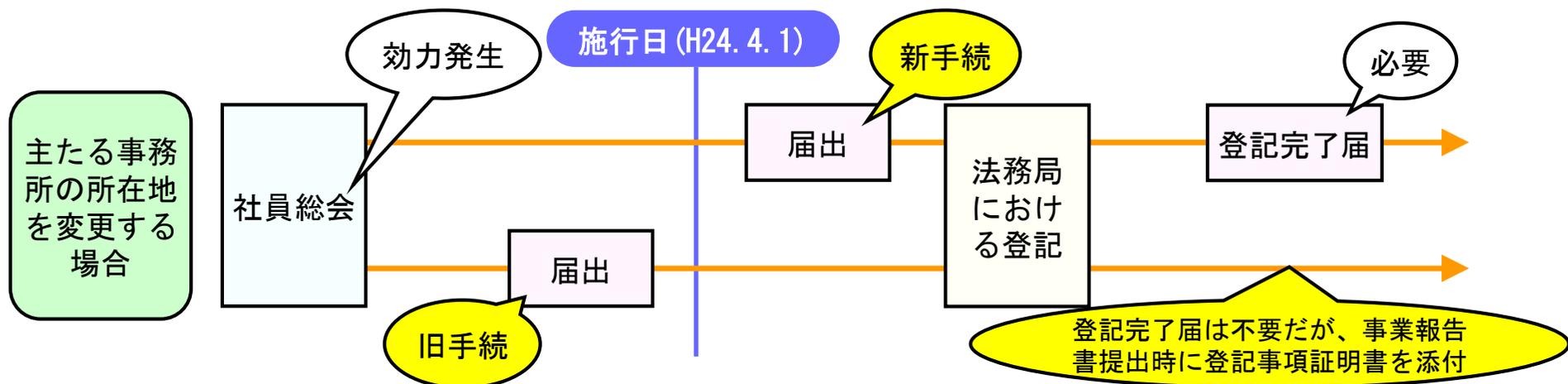


## 4. 改正法の経過措置

### (4) 定款変更登記完了の届出はいつの時点から必要となるのか？

今回の改正で、定款変更の登記を完了したときは、登記事項証明書を添えて定款変更登記完了の届出を行うこととされましたが、この届出を行う必要があるのは、改正法の施行日以後に認証の申請又は届出をした場合から適用されることとなります（登記の元となる定款変更の申請日・届出日が基準）。

例えば、「主たる事務所の所在地」を変更した場合、登記を4月7日に行ったとしても、定款変更の届出日が3月31日であれば、登記完了届けは不要、4月1日に定款変更の届出を行った場合は必要となります。ただし、登記完了届けが不要となる場合は、改正前のNPO法に従って、事業報告書の提出の際に併せて登記事項証明書を添付することになります。

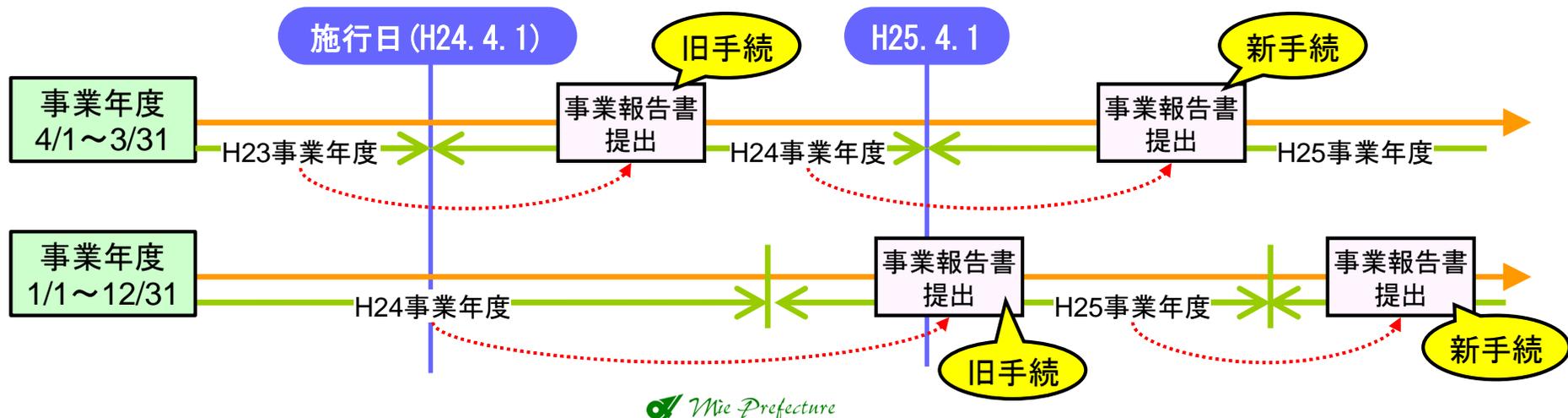


## 4. 改正法の経過措置

### (5) 来年4月以降に提出する事業報告書は、添付書類が変更された事業報告書等となるのか？

改正された事業報告書の提出は、施行日以後に開始する事業年度の事業報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度の事業報告書については、改正前の規定によります。

たとえば、事業年度が3月31日で終了するNPO法人の場合、来年度に提出する事業報告書は、改正法施行後の平成24年7月7日までに提出することとされていますが、ここで提出する平成23年度事業の事業報告書は、法施行日以後に開始した事業年度のものではないため、従来通りの添付書類での報告となります（定款変更に係る書類がある場合は要提出）。改正法による事業報告書の提出は、平成25年に提出する報告から適用されることとなります（定款変更に係る書類は不要）。【P65参考】



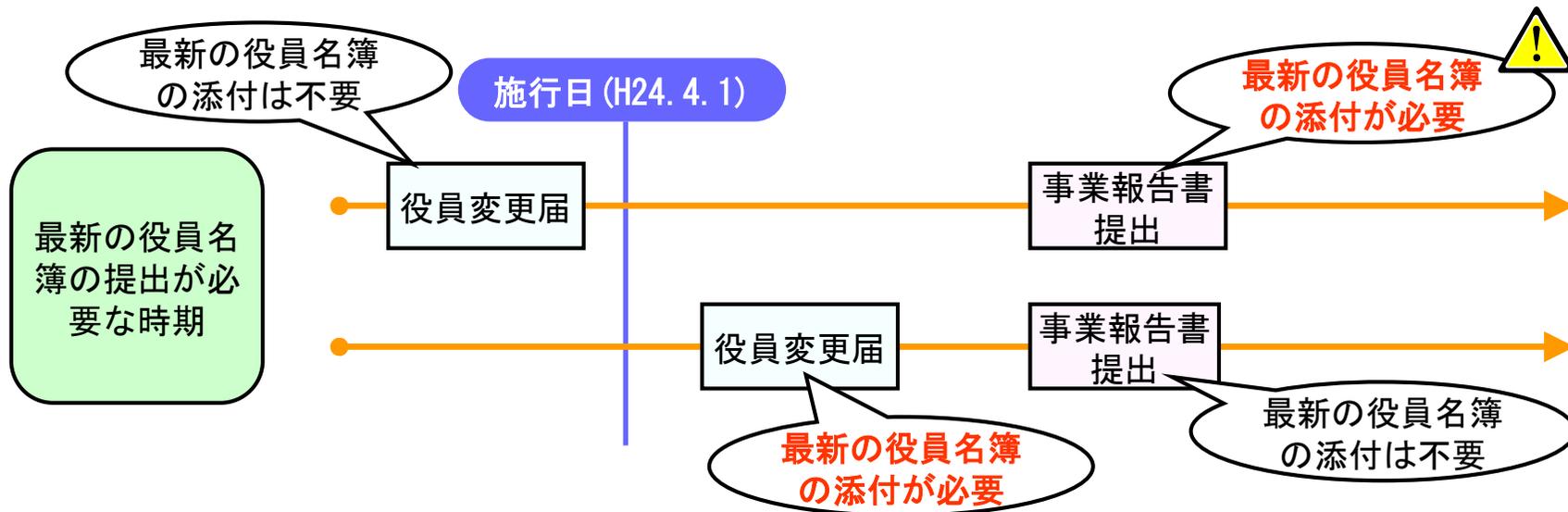
# 4. 改正法の経過措置

## (6) 最新の役員名簿の提出

今回の改正で、NPO法人・所轄庁における情報開示の対象書類として、「最新の役員名簿」が追加されました。

これに伴い、所轄庁が法の施行後速やかに「最新の役員名簿」を閲覧に供するため、改正NPO法の施行日以後最初に事業報告書を提出するときに、この「最新の役員名簿」を併せて提出する必要があります。

ただし、事業報告書提出前に、役員変更の届出を行い最新の役員名簿を提出している場合には不要となります。





## 注意事項

- 今回の説明会における条例・規則の案は、平成23年11月22日に公表した時点の内容を元に説明を行っています。パブリック・コメントをはじめ今後さまざまな意見をもとにこれらの内容を変更する可能性がありますのでご注意ください。なお、今後も随時情報提供を行っていきますので、NPOグループのホームページ等でご確認ください。
- また、本資料に掲載した法律の解釈は、平成23年12月12日時点の情報となります。これらについても、改正法の施行に向けた動きの中で解釈も変更となる場合があります。内閣府等と情報共有のうえ、NPO法人のみなさまにも随時情報提供させていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

本資料や改正NPO法、条例、規則、法人の運営に関してご質問などありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

また、12月22日までの期間、条例・規則の改正案について、パブリック・コメントを募集しています。本条例・規則をNPO法人のみなさまにとってよりよい制度とできるよう、ぜひ多くのご意見をお寄せください。

三重県生活・文化部  
男女共同参画・NPO室 NPOグループ

〒514-0009 津市羽所町700番地アスト津3階

TEL.059-222-5981 FAX. 059-222-5984

<http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/>

E-Mail : [seiknpo@pref.mie.jp](mailto:seiknpo@pref.mie.jp)